九　本人が容易に知り得る状態

第七の三及び四の規定（法第二十三条第二項、第三項、第四項第三号及び第五項）にいう「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。一回限りの「公表」では取組の程度が足りない。

十　本人に通知

「本人に通知」とは、本人に直接内容を知らしめることをいい、本人に内容が認識されるように事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法による必要がある。

（例）

・口頭（面談、電話等）

・書面（手交、郵送、Ｅメール、ＦＡＸ等）

・使者

十一　個人データ又は保有個人データの提供

保有個人データの定義規定（法第二条第五項）、第七の一から四までの規定（法第二十三条第一項、第二項及び第四項）にいう個人データの第三者への「提供」並びに第八の四（二）及び（三）の規定（法第二十七条第二項及び第三項）にいう保有個人データの第三者への「提供」とは、個人データ又は保有個人データを第三者が利用可能な状態に置くことをいう。個人データ又は保有個人データが、物理的に提供されていない場合であっても、備付けやネットワーク等を利用することにより、個人データ又は保有個人データを第三者が利用（閲覧を含む。）できる状態にあれば（その権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。

十二　本人の同意

第四の二（三）、三、四及び五の規定（法第十六条）並びに第七の一、二及び四の規定（法第二十三条第一項）にいう「本人の同意」とは、本人が、個人情報取扱事業者の示す方法によって個人情報が取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提）。

また、同じく「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱方法に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法による必要がある。

なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

第三　このガイドラインの適用対象者の範囲

このガイドラインは、個人情報取扱事業者に該当する外務省関係事業者を対象とする。

また、個人情報取扱事業者に該当しない外務省関係事業者についても、法の基本理念（法第三条）を踏まえ、このガイドラインに規定されている事項を遵守することが望ましい。

第四　個人情報の利用目的に関する義務

一　利用目的の特定【法第十五条第一項関係】

（一）外務省関係事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り具体的に特定しなければならない。

利用目的の特定に当たっては、外務省関係事業者において個人情報が最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかが本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的であることが望ましい。

（例）

・単に「事業活動のため」、「お客様サービスの向上のため」といった抽象的な内容では、「できる限り特定した」ことにならない。

（二）外務省関係事業者は、法、施行令、基本方針及びこのガイドライン等（以下「このガイドライン等」という。）を踏まえ、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等をいう。以下同じ。）を策定・公表している場合には、その中に、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「事業者がその事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、事業者が本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組んだりするなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにする」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。

二　利用目的の変更【法第十五条第二項・法第十八条第三項関係】

（一）外務省関係事業者は、一の規定により特定した利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的が変更前の利用目的から見て、社会通念上、本人が想定できる範囲を超えて行ってはならない。

（許容例）

・「商品カタログを郵送」→「商品カタログをメール送付」

（認められない例）

・「アンケート集計に利用」→「商品カタログ郵送に利用」

（二）変更された利用目的は、本人に通知し、又は公表しなければならない。

（三）本人が想定できる範囲を超えて利用目的の変更を行う場合には、三の規定（法第十六条第一項）により、本人の同意を得なければならない。

三　利用目的による制限【法第十六条第一項関係】

外務省関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、一の規定により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、当初特定した利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。

四　利用目的による制限（事業承継の場合）【法第十六条第二項関係】

外務省関係事業者は、合併、分社化、営業譲渡等により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、承継前の利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。

五　利用目的による制限の例外【法第十六条第三項関係】

次に掲げる場合については、三又は四の規定により本人の同意を得ることが求められる場合であっても、本人の同意は不要である。

（一）法令に基づいて、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合

（例）

・令状に基づく警察や検察などによる捜査への対応（刑事訴訟法第二百十八条等）

・捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応（刑事訴訟法第百九十七条等）

・令状に基づく警察による触法少年の調査への対応（少年法第六条の五）

・触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等への対応（少年法第六条の四等）

・証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査への対応（金融商品取引法第二百十条、第二百十一条等）

・裁判執行関係事項照会への対応（刑事訴訟法第五百七条）

・裁判所からの公務所等に対する照会への対応（刑事訴訟法第二百七十九条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二十四条第三項）

・裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応（民事訴訟法第百八十六条、第二百二十六条、家事事件手続法第六十二条）